

通所受給者証の更新申請について

「通所受給者証」を継続して利用したい場合、更新手続きが必要となります。
発達支援課へご提出ください。なお、障がい者支援課でも申請受付はしますが、申請内容の精査は行いません。

1. 申請に必要な書類

※ の色がついているものがご提出いただく書類です。 チェックを活用し、ご確認ください。

障害児通所給付費支給申請書兼利用負担額減額・免除申請書

※申請内容は機械で読み込みますので、明確にご記入をお願いします。

※電話番号は平日日中につながりやすい番号でご記入ください。

※表面、裏面の同意署名は自著で、裏面レ点チェックも忘れずに、ご記入をお願いします。

19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 利用計画作成の選択に伴う書類

障害児支援利用計画(表面) 週間ケア計画(裏面)

※相談支援事業を利用して、作成を依頼することもできます。

※相談支援事業の利用については、

市川市公式 WEB サイト「相談支援事業(障害児相談支援事業)について」をご参照ください。

生活記録票 就学児サポート調査 ※未就学児は提出不要

高等学校(高等部)在学中の方は、在籍が証明できるもの(学生証、通学定期券などのコピー)

今お使いの通所受給者証

※最新の通所受給者証を提出することが難しい場合は、必ず、添付の申請書をご利用ください。

※通所受給者証の提出、添付の申請書の提出のいずれも難しい場合は、通所給付決定保護者分と提出者分の本人確認書類が必要です。

追加資料: 多子軽減、医療的ケア児、重症心身障害、難聴、強度行動障害等の認定に必要な書類

※裏面をご参照ください。

※個別サポート加算Ⅱ、Ⅲについての追加資料は、障害児通所支援事業者から直接、発達支援課へお問い合わせください。

2. 留意事項

・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。二重線で訂正してください。

3. お知らせ: 本人確認、送付先が変わります

変更点:

- ①通所受給者証の提出、添付の申請書の提出で、本人確認をいたします。運転免許所やマイナンバーカードの提示は不要です。
- ②通所受給者証の提出、添付の申請書の提出のいずれも難しい場合は、通所給付決定保護者分と提出者分の本人確認書類が必要です。
- ③通所受給者証の(一)に印字されている、通所給付決定保護者(申請者)宛に郵送物が送られます。
- ④通所給付決定保護者(申請者)の変更には、申請内容変更届出書が必要です。*

*詳細については、市川市公式 WEB サイト「通所受給者証の申請について」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

- | | |
|----------|------------------|
| ・発達支援課 | tel:047-370-3561 |
| ・障がい者支援課 | tel:047-712-8517 |

通所受給者証の更新申請【追加資料】について

以下の方は、「通所受給者証の更新申請について」に記載した、申請に必要な書類以外に追加の資料を提出して下さい。

1. 多子軽減

サービス利用対象者が、無償化対象の年齢に満たず、年上のきょうだい保育所等に在籍している場合。(例:兄が年長の2歳児)

- ・きょうだいの在籍証明書

2. 医療的ケア児

- ・障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)(以下、医療的ケア判定スコア)のコピー

* 医療的ケア判定スコアは複数回利用できます。提出はコピーにしてください。

3. 重症心身障害

- ・身体障害者手帳コピー
- ・療育手帳コピー

* 記載内容が全て見えるように、折りたたまれたページを広げてコピーしてください。

4. 難聴

- ・難聴を示す書類(例:身体障害者手帳の記載、検査結果)のコピー
- ・人工内耳の装用を示す書類(例:人工内耳装用者カード) * 人工内耳装用の場合のみ

5. 強度行動障害

- ・強度行動障害児確認基準書
- ・支援計画シート
- ・支援手順書兼記録用紙

注意)市川市子ども発達センターへ来所で提出の場合、館内には市民の方にご利用いただけるコピー機がありません。事前の準備をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

発達支援課 tel:047-370-3561